## 三重県の子ども政策に関する課題

- ①子どもの権利侵害が増加している
- ②子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもの健やかな育ちに必要な 施策のニーズが増加・多様化している
- ③子どもの意見表明の推進
- ④子育て家庭の負担感、孤立感が増大している



## 対応策(条例改正の考え方)

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援の実施

### 県の基本的施策

対応

策

**1** 

**(3**)

### (子どもの安全・安心の確保)【11条】新

- ・虐待、いじめ等の権利侵害から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進
- ・子どもの権利が侵害された場合の救済措置

### (子どもの権利について学ぶ機会の提供)【11条1号】【12条】

- ・子どもの権利について保護者、学校等関係者、県民および子ども自身が学ぶ機会の提供
  - ※「学校等関係者の役割」の条項【6条】【6条】に、教員等が子どもの権利について理解を深めるための研修の実施を追加

# ② (子どもの育ちへの支援)【11条3号】【13条】

- ・乳幼児期からの支援、主体的な活動の支援、多様な学び・遊び・自然体験をはじめとした体験機会の充実、居場所づくり
- ・貧困、児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもなど、特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

### (子どもの意見表明及び社会参画の促進)【11条2号】【14条】

・子どもの意見表明・施策への反映、子どもの意見形成支援(アドボケイト)、社会参画の促進

### (子どもの視点に立った情報の提供)【19条】 新

・子どもが情報に触れたり理解を深めたりするための、子どもの視点に立った情報の提供

## (4) (子育て家庭への支援)【15条】新

・多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供等の支援

全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項を旨として

- 図られなければならない。 ①子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、いかなる理由による差別も 受けることがないこと。
  - ②子どもの生命及び健康が守られ、健やかに成長及び発達することができること。
  - ③子どもが自分に直接関係のあることに意見を表明することができるとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、 多様な社会的活動に参画することができること。
  - ④子どもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

黒字は現行条例から継続して記載するもの 赤字は改正条例で新たに記載するもの

#### そのほか

(人材の育成、環境の整備)

### 【11条4号】【16条】

・子どもや子育て家庭を支える 人材の育成、各主体の活動を 促進するための環境整備

#### (相談への対応)【12条】【17条】

・子どもや子育て家庭からの 相談への対応

### (計画の策定)【18条】新

・子ども施策を推進するための 計画の策定、公表、議決

<現行>子どもが豊かに育つことができる 地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理 念として行わなければならない。

- ①子どもを権利の主体として尊重すること
- ②子どもの最善の利益を尊重すること
- ③子どもの力を信頼すること

この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を守り、その生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

<現行>この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

目的【1条】

基本理念

你 三重県子ども<mark>基本</mark>条例